

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成22年10月27日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団  
連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係る新光小型株オープンファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

本日、半期報告書を提出しましたので、平成22年4月30日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年8月23日および平成22年9月13日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項のうち、「第二部 ファンド情報」、「第三部 ファンドの詳細情報」および「第四部 特別情報」に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するとともに、併せて原届出書添付書類の訂正を行うものです。

**【訂正の内容】**

- (1) 原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
\_\_\_\_\_部分は、訂正部分を示します。
- (2) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、該当箇所を更新します。
- (3) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」にかかる記載を更新するとともに、末尾に、第7期中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）にかかる中間財務諸表から抜粋した内容を追加します。
- (4) 原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、第7期中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。
- (5) 原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」にかかる記載を更新します。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

##### b. ファンドの特色

< 訂正前 >

1	主に新光小型株マザーファンドを通じてわが国の小型株に投資し、投資信託財産の成長を目指す、追加型の株式投信です。
---	---

ファミリーファンド方式で運用します。

主要投資対象は、新光小型株マザーファンドとします。

マザーファンドにおいてはジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株(発行済株式数6,000万株未満)を主要投資対象としますが、第一部上場の中型株(発行済株式数6,000万株以上2億株未満)に一部で投資することがあります。

ジャスダックと大証ヘラクレスは平成22年10月に統合される予定です。

(略)

< 訂正後 >

1	主に新光小型株マザーファンドを通じてわが国の小型株に投資し、投資信託財産の成長を目指す、追加型の株式投信です。
---	---

ファミリーファンド方式で運用します。

主要投資対象は、新光小型株マザーファンドとします。

マザーファンドにおいてはジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株(発行済株式数6,000万株未満)を主要投資対象としますが、第一部上場の中型株(発行済株式数6,000万株以上2億株未満)に一部で投資することがあります。

(略)

##### (2) 【ファンドの仕組み】

##### b. 委託会社の概況

##### (ハ) 大株主の状況

< 訂正前 >

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

< 訂正後 >

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
-----	----	-----	------

みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	1,393,462株	76.42%
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3	91,029	4.99

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### b. 運用の方法

< 訂正前 >

#### (イ) 主要投資対象

マザーファンドならびにわが国のジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株（発行済株式数6,000万株未満）を主要投資対象とします。なお、マザーファンドおよび当ファンドの一部で、第一部上場の中型株（発行済株式数6,000万株以上2億株未満）に投資することがあります。

< 訂正後 >

#### (イ) 主要投資対象

マザーファンドならびにわが国のジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株（発行済株式数6,000万株未満）を主要投資対象とします。なお、マザーファンドおよび当ファンドの一部で、第一部上場の中型株（発行済株式数6,000万株以上2億株未満）に投資することがあります。

### マザーファンドの運用方針

< 訂正前 >

(略)

#### 2. 運用方針

##### (1) 投資対象

わが国のジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株（発行済株式数6,000万株未満）を主要投資対象とします。第一部上場の中型株（発行済株式数6,000万株以上2億株未満）に一部で投資することがあります。

(略)

#### 3. 収益分配方針

(略)

平成22年4月30日現在、「新光小型株マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

(略)

< 訂正後 >

(略)

#### 2. 運用方針

##### (1) 投資対象

わが国のジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株（発行済株式数6,000万株未満）を主要投資対象とします。第一部上場の中型株（発行済株式数6,000万株以上2億株未満）に一部で投資することがあります。

(略)

#### 3. 収益分配方針

(略)

平成22年10月27日現在、「新光小型株マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベ  
ビーファンドは以下のとおりです。

(略)

### (3) 【運用体制】

#### a. 当ファンドの運用体制

<訂正前>

(略)

平成22年4月30日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人  
員は今後変更になることがあります。

(略)

<訂正後>

(略)

平成22年10月27日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人  
員は今後変更になることがあります。

(略)

## 5 【運用状況】

<更新後>

### (1) 【投資状況】

(平成22年8月31日現在)

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託 新光小型株マザー ファンド受益証券	日本	円 2,452,998,268	時価	% 96.2
		小計	円 2,452,998,268	-	% 96.2
その他 資産	コール・ローン等	日本	円 97,654,377	負債控除後の 取得価額	% 3.8
-	純資産総額		円 2,550,652,645	-	% 100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(参考)

当ファンドは、「新光小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザー  
ファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成22年8月31日現在)

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	日本	円 2,608,415,400	時価	% 95.3
		小計	円 2,608,415,400	-	% 95.3
その他 資産	コール・ローン等	日本	円 127,407,072	負債控除後の 取得価額	% 4.7
-	純資産総額		円 2,735,822,472	-	% 100.0

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年8月31日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	新光小型株マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	3,198,589,475	0.8289	2,651,310,815	0.7669	2,452,998,268	96.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

## 種類別投資比率（平成22年8月31日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託	96.17
合計	96.17

## 株式業種別投資比率（平成22年8月31日現在）

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「新光小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成22年8月31日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	楽天	日本	株式	サービス業	1,800	72,600.00	130,680,000	63,600	114,480,000	4.18
2	スタートトゥデイ	日本	株式	小売業	500	159,400.00	79,700,000	208,300	104,150,000	3.80
3	グリー	日本	株式	情報・通信業	15,500	5,281.79	81,867,853	6,190	95,945,000	3.50
4	エフピコ	日本	株式	化学	20,000	4,422.64	88,452,875	4,550	91,000,000	3.32
5	カカクコム	日本	株式	サービス業	215	334,658.61	71,951,602	410,500	88,257,500	3.22
6	アインファーマシーズ	日本	株式	小売業	29,100	2,230.00	64,893,000	2,872	83,575,200	3.05
7	東和薬品	日本	株式	医薬品	15,500	4,370.00	67,735,000	5,020	77,810,000	2.84
8	プロトコーポレーション	日本	株式	情報・通信業	23,000	2,707.47	62,271,971	3,140	72,220,000	2.63
9	エムスリー	日本	株式	サービス業	180	330,190.80	59,434,344	381,000	68,580,000	2.50
10	リンナイ	日本	株式	金属製品	13,600	4,275.00	58,140,000	5,020	68,272,000	2.49
11	トリドール	日本	株式	小売業	475	170,919.69	81,186,857	142,900	67,877,500	2.48
12	シスメックス	日本	株式	電気機器	12,000	5,080.00	60,960,000	5,310	63,720,000	2.32
13	大建工業	日本	株式	その他製品	280,000	253.81	71,067,121	224	62,720,000	2.29

14	ドワンゴ	日本	株式	情報・通信業	365	171,484.04	62,591,675	167,000	60,955,000	2.22
15	メルコホールディングス	日本	株式	電気機器	23,500	2,657.35	62,447,850	2,532	59,502,000	2.17
16	浜松ホトニクス	日本	株式	電気機器	23,000	2,623.39	60,338,066	2,549	58,627,000	2.14
17	パーク24	日本	株式	不動産業	63,000	924.27	58,229,464	907	57,141,000	2.08
18	エービーシー・マート	日本	株式	小売業	22,000	2,783.00	61,226,000	2,522	55,484,000	2.02
19	コーエーテクモホールディングス	日本	株式	情報・通信業	100,000	651.86	65,186,533	539	53,900,000	1.97
20	ブイ・テクノロジー	日本	株式	精密機器	145	614,000.00	89,030,000	363,000	52,635,000	1.92
21	サイバーエージェント	日本	株式	サービス業	350	154,241.13	53,984,395	134,700	47,145,000	1.72
22	クックパッド	日本	株式	サービス業	10,500	4,243.63	44,558,185	4,465	46,882,500	1.71
23	一建設	日本	株式	不動産業	20,000	3,496.35	69,927,132	2,305	46,100,000	1.68
24	堀場製作所	日本	株式	電気機器	23,000	2,637.26	60,657,148	2,000	46,000,000	1.68
25	ドウシシャ	日本	株式	卸売業	23,000	2,135.61	49,119,208	1,990	45,770,000	1.67
26	くらコーポレーション	日本	株式	小売業	31,000	1,582.81	49,067,156	1,449	44,919,000	1.64
27	大阪証券取引所	日本	株式	その他金融業	110	520,000.00	57,200,000	408,000	44,880,000	1.64
28	スター精密	日本	株式	電気機器	62,000	934.04	57,910,924	721	44,702,000	1.63
29	ビットアイル	日本	株式	情報・通信業	559	57,300.00	32,030,700	75,500	42,204,500	1.54
30	マニー	日本	株式	精密機器	14,200	3,075.00	43,665,000	2,895	41,109,000	1.50

## 種類別投資比率(平成22年8月31日現在)

種類	投資比率(%)
株式	95.34
合計	95.34

## 株式業種別投資比率(平成22年8月31日現在)

業種	投資比率(%)
建設業	1.46
食料品	1.31
繊維製品	1.42
化学	5.98
医薬品	2.84
ガラス・土石製品	1.63
非鉄金属	1.06
金属製品	2.49
機械	2.14
電気機器	12.37
輸送用機器	0.55
精密機器	3.42
その他製品	2.82
陸運業	0.57
情報・通信業	12.80
卸売業	2.71
小売業	15.18
その他金融業	1.64
不動産業	5.74
サービス業	17.12

合 計	95.34
-----	-------

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

(単位：円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	14,474,744,087	14,594,805,017	12,056	12,156
第2期計算期間末	10,757,721,229	10,845,727,849	18,336	18,486
第3期計算期間末	7,836,143,130	7,896,732,936	12,933	13,033
第4期計算期間末	3,764,076,870	3,808,075,550	8,555	8,655
第5期計算期間末	2,061,070,582	2,076,457,864	6,697	6,747
第6期計算期間末 (平成22年2月1日)	2,703,564,996	2,719,188,651	8,652	8,702
平成21年8月末日	2,319,779,713	-	9,035	-
平成21年9月末日	2,312,421,243	-	9,220	-
平成21年10月末日	2,779,978,505	-	9,113	-
平成21年11月末日	2,590,798,742	-	8,512	-
平成21年12月末日	2,736,412,522	-	8,884	-
平成22年1月末日	2,730,406,604	-	8,747	-
平成22年2月末日	2,668,192,377	-	8,457	-
平成22年3月末日	2,752,501,177	-	8,760	-
平成22年4月末日	2,918,942,604	-	9,252	-
平成22年5月末日	2,681,770,184	-	8,501	-
平成22年6月末日	2,690,009,507	-	8,437	-
平成22年7月末日	2,685,390,740	-	8,438	-
平成22年8月末日	2,550,652,645	-	7,950	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

## 【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成17年2月1日)	100円
第2期計算期間 (平成18年2月1日)	150円



第3期計算期間 (平成19年2月1日)	100円
第4期計算期間 (平成20年2月1日)	100円
第5期計算期間 (平成21年2月2日)	50円
第6期計算期間 (平成22年2月1日)	50円
第7期中間計算期間 (平成22年8月1日)	該当事項なし

### 【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成17年2月1日)	21.6%
第2期計算期間 (平成18年2月1日)	53.3%
第3期計算期間 (平成19年2月1日)	28.9%
第4期計算期間 (平成20年2月1日)	33.1%
第5期計算期間 (平成21年2月2日)	21.1%
第6期計算期間 (平成22年2月1日)	29.9%
第7期中間計算期間 (平成22年8月1日)	2.5%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

## 第2 【財務ハイライト情報】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」にかかる記載を更新するとともに、末尾に、第7期中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）にかかる中間財務諸表から抜粋した内容を追加します。

(1) 下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表は本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」および「中間財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」および「中

「間財務諸表」については新日本有限責任監査法人による監査および中間監査を受けており、当該監査報告書ならびに中間監査報告書は本書に添付されております。

< 追加後 >

新光小型株オープン 中間財務諸表

1 【中間貸借対照表】

	第6期中間計算期間末 [平成21年 8月 2日現在]	第7期中間計算期間末 [平成22年 8月 1日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	917,950	5,102,170
コール・ローン	46,544,394	110,573,929
親投資信託受益証券	2,130,624,565	2,605,570,986
未収利息	300	715
流動資産合計	2,178,087,209	2,721,247,800
資産合計	2,178,087,209	2,721,247,800
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,805,260	8,130,502
未払受託者報酬	998,119	1,423,522
未払委託者報酬	14,971,609	21,352,670
その他未払費用	78,877	95,903
流動負債合計	21,853,865	31,002,597
負債合計	21,853,865	31,002,597
純資産の部		
元本等		
元本	2,583,972,255	3,188,519,654
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	427,738,911	498,274,451
(分配準備積立金)	1,131,971,113	902,070,332
元本等合計	2,156,233,344	2,690,245,203
純資産合計	2,156,233,344	2,690,245,203
負債純資産合計	2,178,087,209	2,721,247,800

2 【中間損益及び剰余金計算書】

	第6期中間計算期間 自平成21年 2月 3日 至平成21年 8月 2日	第7期中間計算期間 自平成22年 2月 2日 至平成22年 8月 1日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	11,386	31,984
有価証券売買等損益	444,176,330	45,739,829

営業収益合計	444,187,716	45,707,845
営業費用		
受託者報酬	998,119	1,423,522
委託者報酬	14,971,609	21,352,670
その他費用	78,877	95,903
営業費用合計	16,048,605	22,872,095
営業利益	428,139,111	68,579,940
経常利益	428,139,111	68,579,940
中間純利益	428,139,111	68,579,940
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,161,651	786,927
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,016,385,869	421,166,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	171,396,098	54,722,376
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	171,396,098	54,722,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,726,600	64,037,616
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,726,600	64,037,616
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	427,738,911	498,274,451

## &lt; 中間注記表 &gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期中間計算期間 自 平成21年 2月 3日 至 平成21年 8月 2日	第7期中間計算期間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 8月 1日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休 業日のため、当中間計算期間は平成21 年2月3日から平成21年8月2日までと なっております。	

### 第三部 【ファンドの詳細情報】

#### 第4 【ファンドの経理状況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、第7期中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。

<追加および更新後>

## 第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期中間計算期間（平成21年2月3日から平成21年8月2日まで）及び第7期中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）について内閣府令第50号附則第4条1項1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成21年2月3日から平成21年8月2日まで）及び第7期中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

### 1 中間財務諸表

#### 新光小型株オープン 中間財務諸表

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期中間計算期間末 (平成21年 8月 2日現在)	第7期中間計算期間末 (平成22年 8月 1日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	917,950	5,102,170
コール・ローン	46,544,394	110,573,929
親投資信託受益証券	2,130,624,565	2,605,570,986
未収利息	300	715
流動資産合計	2,178,087,209	2,721,247,800
資産合計	2,178,087,209	2,721,247,800
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,805,260	8,130,502
未払受託者報酬	998,119	1,423,522
未払委託者報酬	14,971,609	21,352,670
その他未払費用	78,877	95,903
流動負債合計	21,853,865	31,002,597
負債合計	21,853,865	31,002,597
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,583,972,255	3,188,519,654
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	427,738,911	498,274,451
（分配準備積立金）	1,131,971,113	902,070,332
元本等合計	2,156,233,344	2,690,245,203
純資産合計	2,156,233,344	2,690,245,203
負債純資産合計	2,178,087,209	2,721,247,800

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自平成21年 2月 3日 至平成21年 8月 2日	第7期中間計算期間 自平成22年 2月 2日 至平成22年 8月 1日
<b>営業収益</b>		
受取利息	11,386	31,984
有価証券売買等損益	444,176,330	45,739,829
営業収益合計	444,187,716	45,707,845
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	998,119	1,423,522
委託者報酬	14,971,609	21,352,670
その他費用	78,877	95,903
営業費用合計	16,048,605	22,872,095
営業利益	428,139,111	68,579,940
経常利益	428,139,111	68,579,940
中間純利益	428,139,111	68,579,940
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,161,651	786,927
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,016,385,869	421,166,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	171,396,098	54,722,376
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	171,396,098	54,722,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,726,600	64,037,616
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,726,600	64,037,616
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	427,738,911	498,274,451

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期中間計算期間 自 平成21年 2月 3日 至 平成21年 8月 2日	第7期中間計算期間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 8月 1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当中間計算期間は平成21年2月3日から平成21年8月2日までとなっております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期中間計算期間末 [平成21年 8月 2日現在]	第7期中間計算期間末 [平成22年 8月 1日現在]
1. 期首元本額	3,077,456,451円	3,124,731,194円
期中追加設定元本額	22,857,650円	462,588,581円
期中一部解約元本額	516,341,846円	398,800,121円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は427,738,911円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は498,274,451円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,583,972,255口	3,188,519,654口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第6期中間計算期間 自 平成21年 2月 3日 至 平成21年 8月 2日	第7期中間計算期間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 8月 1日
	該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種 類	第6期中間計算期間末 [平成21年 8月 2日現在]	第7期中間計算期間末 [平成22年 8月 1日現在]
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第6期中間計算期間末 [平成21年 8月 2日現在]	第7期中間計算期間末 [平成22年 8月 1日現在]
1口当たり純資産額	0.8345円	0.8437円
(1万口当たり純資産額)	(8,345円)	(8,437円)

(参考情報)

当ファンドは、「新光小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。



## 「新光小型株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[平成21年 8月 2日現在]	[平成22年 8月 1日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	115,075,992	205,455,403
株式	2,336,763,200	2,710,076,900
未収入金	2,446,999	-
未収配当金	3,810,400	3,615,900
未収利息	248	443
流動資産合計	2,458,096,839	2,919,148,646
資産合計	2,458,096,839	2,919,148,646
負債の部		
流動負債		
未払金	11,658,562	10,432,862
流動負債合計	11,658,562	10,432,862
負債合計	11,658,562	10,432,862
純資産の部		
元本等		
元本	3,109,077,310	3,570,792,257
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	662,639,033	662,076,473
元本等合計	2,446,438,277	2,908,715,784
純資産合計	2,446,438,277	2,908,715,784
負債純資産合計	2,458,096,839	2,919,148,646

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自平成21年 2月 3日 至平成21年 8月 2日	自平成22年 2月 2日 至平成22年 8月 1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引所の発表する基準値段に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成21年 8月 2日現在]	[平成22年 8月 1日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,612,134,848円	3,600,882,947円

同期中における追加設定元本額	20,286,249円	- 円
同期中における一部解約元本額	523,343,787円	30,090,690円
同期末における元本の内訳		
新光小型株オープン	2,707,617,951円	3,198,589,475円
新光小型株オープン（変額年金）	401,459,359円	372,202,782円
合        計	3,109,077,310円	3,570,792,257円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は662,639,033円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は662,076,473円であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	3,109,077,310口	3,570,792,257口

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種    類	[平成21年 8月 2日現在]	[平成22年 8月 1日現在]
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成21年 8月 2日現在]	[平成22年 8月 1日現在]
本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額	0.7869円	0.8146円
（1万口当たり純資産額）	（7,869円）	（8,146円）

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年8月31日現在）

「新光小型株オープン」

資産総額	2,561,888,382 円
負債総額	11,235,737 円
純資産総額（ - ）	2,550,652,645 円
発行済口数	3,208,471,259 口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,950 円

（参考）

「新光小型株マザーファンド」

資産総額	2,777,121,744 円
負債総額	41,299,272 円
純資産総額（ - ）	2,735,822,472 円
発行済口数	3,567,231,275 口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,669 円

## 第5【設定及び解約の実績】

&lt;更新後&gt;

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	23,310,625,000口	11,304,532,000口
第2期計算期間	588,730,000口	6,727,715,000口
第3期計算期間	2,333,655,662口	2,141,783,000口
第4期計算期間	382,865,357口	2,041,978,000口
第5期計算期間	33,047,788口	1,355,459,356口
第6期計算期間	879,024,275口	831,749,532口
第7期中間計算期間	462,588,581口	398,800,121口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

##### < 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年2月26日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年2月26日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	173	1,616,720
株式投資信託（合計）	144	1,211,604
単位型	2	8,652
追加型	142	1,202,952
公社債投資信託（合計）	29	405,115
単位型	2	1,063
追加型	27	404,051

##### < 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年8月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年8月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	176	1,746,926
株式投資信託（合計）	147	1,352,762
単位型	2	7,380
追加型	145	1,345,381
公社債投資信託（合計）	29	394,164
単位型	2	934
追加型	27	393,230

### 第2 【その他の関係法人の概況】

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### < 訂正前 >

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」）

a . 資本金の額

平成22年2月末日現在、324,279百万円

（略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成22年2月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(略)		
楽天証券株式会社 <sup>1</sup>	7,477	同上
株式会社SBI証券 <sup>2</sup>	47,937	同上
(略)		

1 資本金の額は、平成22年4月1日現在。

2 平成22年9月14日から募集・販売の取り扱いを開始します。資本金の額は、平成22年6月末日現在。

<訂正後>

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」)

a. 資本金の額

平成22年8月末日現在、324,279百万円

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成22年8月末日現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(略)		
楽天証券株式会社	7,477	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
(略)		

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年9月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光小型株オープンの平成22年2月2日から平成22年8月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光小型株オープンの平成22年8月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年2月2日から平成22年8月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)



## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年9月29日

新光投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光小型株オープンの平成21年2月3日から平成21年8月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光小型株オープンの平成21年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年2月3日から平成21年8月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)